

「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」の策定について

町田市教育委員会（以下、「教育委員会」）では、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化を契機として、子ども達がより良い教育環境で学ぶことができるようにするために、2019年8月27日に町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会」）を設置しました。

審議会では、より良い教育環境をつくるために必要となる学級数（適正規模）や、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえでの学校配置（適正配置）のあり方などを議論し、2020年1月24日に「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」が教育委員会へ答申されました。

教育委員会では、将来の変化を予測することが困難な時代においても、その環境変化や学校教育にかかる諸制度の改正にも対応することができる、より良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するために、答申に基づいて基本的な考え方を策定しましたので、答申の内容と併せて報告いたします。

1 町田市立学校適正規模適正配置等審議会の答申について

別添の「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の答申について」をもとに要旨をご報告いたします。

※答申書の説明が必要な箇所については、「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について（答申）」を参照しながらご報告いたします。

2 「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」について

別添の「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」をもとにご報告いたします。

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の答申について

町田市教育委員会は町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するために、2019年8月27日に「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会」）」を設置しました。

調査審議は、2020年1月14日まで6回にわたって行われ、2020年1月24日に「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について」（以下「答申」）として、教育委員会へ答申されました。答申の要旨は以下のとおりです。

1 答申の構成

- (1) はじめに
- (2) 第1章 町田市立学校を取り巻く環境変化について（1998年答申以降）
- (3) 第2章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
- (4) おわりに
- (5) 参考資料 ※要旨では参考資料の説明を省略します。

2 答申内容

(1) はじめに（主な記載事項） ※答申書1ページ参照

- ①1996年11月の町田市立学校適正規模適正配置等審議会（以下「審議会」）の設置から、1998年12月に答申（以下「1998年答申」）が出されるまでの経過
- ②1998年答申以降の学校統廃合および学校新設の経過
- ③環境変化を踏まえて、2019年8月に改めて審議会を設置し、諮問を受けるまでの経過
- ④諮問から答申までの審議経過

(2) 第1章 町田市立学校を取り巻く環境変化について（1998年答申以降） ※答申書2ページ参照

下記の6つの環境変化を審議会の共通認識として、調査審議が行われました。

- ①町田市立小・中学校の児童・生徒数の推移と将来推計について
- ②町田市立小・中学校施設の老朽化について
- ③子どもたちが社会から期待される資質・能力について
- ④教員の多忙化について
- ⑤通学区域緩和制度の導入と通学費補助金補助率の引き上げについて
- ⑥特別支援教育の環境整備について

(3) 第2章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について ※答申書15ページ参照

①調査審議の視点

調査審議にあたって、下記の視点に立って調査審議を行った旨が答申されました。

- ア 第1章で本審議会の共通認識となった環境変化のうち、児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化を特に重要な環境変化として認識し、町田市立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、「町田の未来の子どもたち」の立場に立った調査審議を行うものとしたこと。

また、学校統廃合の議論についても、学校統廃合を目的とするのではなく、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って調査審議を行うものとしたこと。

イ「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」結果を尊重して調査審議を行うものとしたこと。

②適正規模の基本的な考え方

町田の未来の子どもたちにより良い教育環境（望ましい教育環境）をつくるために必要となる学級数について調査審議し、下記のとおり答申されました。

ア 適正規模とは、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境（望ましい教育環境）をつくるために必要となる「（1 学年あたりの）望ましい学級数」であること。

イ 調査審議において小規模校のメリット^{※1}・デメリット^{※2}を議論した結果、小規模校のデメリットは、小規模校において解決していくことは困難であること。

ウ 未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるために必要となる適正規模（1 学年あたりの望ましい学級数）を一定の期間維持するためには、その範囲（上限）に幅を持たせる必要があること。

エ 適正規模の範囲に幅を持たせるためには、大規模校のデメリット^{※3}について、必要な対策^{※3}を実施することで解決を図ることを前提とする必要があること。

適正規模（1 学年あたりの望ましい学級数）

①小学校 3 学級～4 学級（1 校あたり 18 学級～24 学級）

②中学校 4 学級～6 学級（1 校あたり 12 学級～18 学級）

ただし、児童・生徒数及び学級数の将来推計を行った際に、特定の地域において開発などの影響によって、適正規模となる 1 学年あたりの望ましい学級数を上回る学校が生じることが見込まれる場合には、より良い教育環境をつくることのできるよう、児童・生徒数及び学級数の推計に見合った教室数などを確保することができる「ゆとりある学校施設環境」の整備を検討するものとする。

※1:小規模校のメリット

ア 子どもたちの人間関係が深まりやすい

イ 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい（少人数学級のメリット）

※2:小規模校のデメリット

ア 子どもたちの人間関係や相互の評価が固定化しやすい

イ 教員一人あたりの負担が重く、教員の若年化・多忙化している状況において課題が生じやすい

ウ 多様な人々の多様な価値観の意見を聞いて自分の考えに活かす機会が少なくなりやすい

※3:大規模校のデメリットとその対策

ア 学校施設環境（校庭・体育館・教室数等）

【デメリット】

a 学級数が増加することによって、面積が限られている校庭や体育館における授業や教室数が限られている理科室や図工室などの特別教室における授業の時間割を組むことが難しくなる

b 児童・生徒数が増加することによって面積が限られている体育館で学校行事を行う際に児童・生徒が入り切らなくなる

c 小学校の算数や中学校の英語・数学における習熟度別学習の導入や、特別支援教育の充実のような学校建設時に想定されていなかった教育活動の充実によって教室数が不足する

【対策】学級数、児童・生徒数に見合った運動場・体育館の広さ及び教室数の確保

イ 教員の組織体制におけるデメリット

【デメリット】

a 教員が把握すべき児童・生徒数が増加することによって、児童・生徒と向き合う時間が少なくなることや、教育活動に必要な支援人材が児童・生徒数に比例して確保できない場合に教育活動に困難な状況が生じること

b 教員数が増加することによって、管理職などが若手教員のマネジメントや人材育成を行うために必要な時間が少なくなること

【対策】支援人材（例：スクールサポートスタッフ）の学校規模に比例した配置

③ 適正配置の基本的な考え方

学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するためには、適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置を進めるとともに、ゆとりのある学校施設環境を整備することが必要であることを確認したうえで、下記のとおり答申されました。

ア 通学時間及び通学距離について

- ①通学時間の許容範囲…おおむね 30 分程度を目安
- ②通学距離の許容範囲…徒歩でおおむね 2 km 程度を目安
- ※①及び②いずれも町田市立小・中学校共通

ただし、住所に基づく就学指定校に対して、徒歩での通学距離が 2km を超えて通学する児童・生徒については、通学時間がおおむね 30 分程度を目安として通学することができるよう、例えば、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのような様々な負担軽減策について、地域それぞれの実情やニーズを踏まえて検討及び実施する必要があること。

イ 安全な通学環境について

学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえで通学の安全対策は最も重要であることから、安全な通学路を設定するだけでなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」の実現する必要があること。

また、安全な通学環境を実現するために必要な取り組みについては地域も参画するなど、地域の実情も踏まえながらその連携体制をさらに強化する必要があること。

ウ 地域社会との関係について

町田市立学校は、町内会・自治会をはじめとした様々な地域コミュニティに支えられながら運営していることから、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、原則として町区域に基づいて通学区域を区分しながら、地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも配慮する必要があること。

エ 小・中学校区の整合について

義務教育期間である小・中学校 9 年間における子どもたちのより良い人間関係づくりや教育活動の連続性または一貫性を確保するために、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるように小・中学校区の整合を図る必要があること。

オ 通学区域内における学校の位置について

町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくる視点から、学校統廃合を行う場合に学校の位置を決定するにあたっては、「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化の状況」などを踏まえて決定する必要があること。

(4) おわりに（主な記載事項） ※答申書 27 ページ参照

- ①1998 年答申以降の特に重要な環境変化と、それを踏まえた調査審議の視点
- ②適正規模・適正配置の基本的な考え方のポイント
- ③審議過程の特徴的事項
- ④2020 年度審議会に向けた調査審議の視点

町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

2020年3月2日

町田市教育委員会 決定

町田市教育委員会（以下「教育委員会」）は、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化を契機として、町田市教育目標である「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」の実現を基本的視点に据えて、2019年8月27日に町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会」）を設置しました。

教育委員会は、設置した審議会に対して、町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するために必要となる学級数の基本的な考え方や、その学級数を実現するうえでの通学時間及び通学距離や学校の位置のあり方などの学校配置の基本的な考え方である「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」について諮問しました。

審議会では、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、現在だけではなく、10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくる視点から調査審議が行われました。

また、学校統廃合の議論についても、学校統廃合を目的とするのではなく、町田市立学校を取り巻く環境変化を踏まえて、町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って調査審議が行われました。

諮問事項の調査審議は、2020年1月14日まで6回にわたって行われ、2020年1月24日に「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について」（以下「答申」）として教育委員会へ答申されました。

教育委員会は、将来の変化を予測することが困難な時代においても、その環境変化や学校教育にかかる諸制度の改正にも対応することができる、より良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するために、標記の件について答申に基づいて別紙のとおり決定します。

1 基本的な考え方の視点

教育委員会では、町田市立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、以下の視点に立って適正規模・適正配置を推進するものとします。

「町田の未来の子どもたち」の視点

適正規模・適正配置は、現在だけではなく、児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化が進行する10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるために推進するものとします。

また、学校統廃合の議論についても学校統廃合を目的とするのではなく、町田市立学校を取り巻く環境変化を踏まえて、町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って適正規模・適正配置を推進するものとします。

2 適正規模の基本的な考え方

町田市立学校における適正規模の定義を「1学年あたりの望ましい学級数」とし、適正規模の基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 小学校

1学年あたり3学級から4学級（1校あたり18学級から24学級）

(2) 中学校

1学年あたり4学級から6学級（1校あたり12学級から18学級）

ただし、学校統廃合を含めた通学区域の見直しによって、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数の上限以上の学校が生じることが見込まれる場合には、答申を踏まえて大規模校のデメリットへの対策を適切に講じるものとします。

また、児童・生徒数及び学級数の将来推計を行った際に、特定の地域において開発などの影響によって、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数を上回る学校が生じることが見込まれる場合には、より良い教育環境をつくることができるよう、児童・生徒数及び学級数の推計に見合った教室数などを確保することができる「ゆとりある学校施設環境」の整備を検討するものとします。

3 適正配置の基本的な考え方

学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するためには、適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置を進めるとともに、ゆとりのある学校施設環境を整備することが必要です。

このことを踏まえて、適正配置の基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 通学時間及び通学距離について

- ①通学時間の許容範囲…おおむね30分程度を目安
- ②通学距離の許容範囲…徒歩でおおむね2km程度を目安
- ※①及び②いずれも町田市立小・中学校共通

ただし、住所に基づく就学指定校に対して、徒歩での通学距離が2kmを超えて通学する児童・生徒については、通学時間がおおむね30分程度を目安として通学することができるよう、例えば、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのような様々な負担軽減策について、地域それぞれの実情やニーズを踏まえて検討及び実施するものとします。

(2) 安全な通学環境について

学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえで通学の安全対策は最も重要であることから、安全な通学路を設定するだけでなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」の実現を目指すものとします。

また、安全な通学環境を実現するために必要な取り組みについては地域も参画するなど、地域の実情も踏まえながらその連携体制をさらに強化するものとします。

(3) 地域社会との関係について

町田市立学校は、町内会・自治会をはじめとした様々な地域コミュニティに支えられながら運営していることから、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、原則として町区域に基づいて通学区域を区分しながら、地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも可能な限り配慮するものとします。

(4) 小・中学校区の整合について

義務教育期間である小・中学校9年間における子どもたちのより良い人間関係づくりや教育活動の連続性または一貫性を確保するために、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるように小・中学校区の整合を可能な限り図るものとします。

(5) 通学区域内における学校の位置について

町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくる視点から、学校統廃合を行う場合に学校の位置を決定するにあたっては、「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化の状況」などを踏まえて決定するものとします。

町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について（答申）

2020 年（令和 2 年）1 月 24 日

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会

2020年1月24日



町田市教育委員会
教育長 坂本 修一 様

町田市立学校適正規模・
適正配置等審議会
会長 佐藤 圭一

町田市立学校の適正規模・適正配置について（答申）

標記の件について、2019年8月27日付け19町教学教第954号「町田市立学校の適正規模・適正配置について（諮問）」で、町田市教育委員会から諮問を受けた下記の事項について、ここに答申いたします。

記

町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について（答申）

目 次

はじめに	1
第1章 町田市立学校を取り巻く環境変化について（1998年答申以降）	2
1 町田市立小・中学校の児童・生徒数の推移と将来推計について	3
2 町田市立小・中学校施設の老朽化について	4
3 子どもたちが社会から期待される資質・能力について	5
4 教員の多忙化について	7
5 通学区域緩和制度の導入と通学費補助金補助率の引き上げについて	9
6 特別支援教育の環境整備について	11
（参考）	
1 町田市立小・中学校別の児童・生徒数・学級数推計及び建築年度からの経過年数	12
2 町田市立小・中学校配置図	14
第2章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について	15
1 調査審議の視点	16
（1）「町田の未来の子どもたち」の立場に立った調査審議	16
（2）「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」結果の尊重	16
2 適正規模の基本的な考え方	17
（1）「適正規模」の定義について	17
（2）小規模校のメリット・デメリットについて	17
（3）適正規模（1学年あたりの望ましい学級数）について	19
（4）大規模校のデメリットと対策について	19
（5）適正規模の範囲（上限）について	21
3 適正配置の基本的な考え方	22
（1）通学時間及び通学距離について	22
（2）安全な通学環境について	23
（3）地域社会との関係について	24
（4）小・中学校区の整合について	25
（5）通学区域内における学校の位置について	26
おわりに	27

<参考資料>	29
（１）町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 委員及び事務局名簿	30
（２）町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 答申までの審議経過	31
（３）町田市立学校の適正規模・適正配置について（諮問） ※諮問文	32
（４）町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例	34
（５）町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果 ※要旨	36
（６）町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査（補充調査）結果 ※要旨	37

はじめに

町田市教育委員会（以下「教育委員会」）は、1996 年（平成 8 年）11 月 21 日に町田市立学校適正規模適正配置等審議会（以下「1996 年審議会」）を設置しました。1996 年審議会では、子どもたち一人ひとりが豊かな個性を育み、自立できるよう、より良い教育環境、条件、体制の整備・充実の実現に向けて、学校間の規模の格差がもたらす学校教育上、学校運営上の諸問題を是正することが重要であるとの認識のもと、1998 年（平成 10 年）12 月 24 日に答申（以下「1998 年答申」）が出されています。

その後、1998 年答申に基づいて教育委員会は、44 校あった小学校を 39 校に統廃合し、中学校 1 校を閉校しました。その一方で、2000 年代には大規模開発によって、特定の地域においては人口が大幅に増加したことにより小学校を 3 校、中学校を 1 校開校しています。

しかし、出生数の減少（少子化）の影響によって市立学校の児童数は 2010 年度、生徒数は 2016 年度をピークに減少に転じ、2019 年度の児童・生徒数は、小学生が約 2.2 万人、中学生が約 1 万人まで減少しています。さらに、2018 年度に教育委員会が行った児童・生徒数推計では、2019 年度から 2040 年度までの期間に小学生が約 30%、中学生が約 33%減少することが見込まれています。

また、審議会を設置した 1996 年当時とは異なる環境変化として、学校施設の老朽化も進んでおり、市立小・中学校（以下「町田市立学校」）62 校のうち、2044 年度までに 55 校の校舎が耐用年数の築 60 年を迎えます。

このような状況において、2019 年（令和元年）8 月 27 日に改めて設置された町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「本審議会」）では、教育委員会から町田市教育目標である「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」の実現を基本的視点に据え、町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するために「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」について諮問を受けました。

この諮問を受けて以降、本審議会では、町田市立学校における学級数や学校施設環境の違いがもたらす課題を解決し、現在だけではなく町田の未来の子どもたちにとってより良い教育環境を整備するため何が必要なのかという視点から審議を行ってきました。

審議においては、保護者や市民、教員の意見を反映させるために、教育委員会が実施したアンケート調査結果を尊重した審議を行いました。さらに審議を充実させるために、審議に必要な事項についてアンケートの補充調査を実施し、その結果をもとに審議を行いました。

また、審議を市民に開かれたものとするために本審議会を公開し、本審議会を傍聴できない方々が議論の経過を確認することができるよう、議事録もすべて公開してきました。

諮問から 2020 年（令和 2 年）1 月 14 日までの約 5 カ月間で 6 回にわたる審議を経て、「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」の結論を得るに至ったことから、ここに答申いたします。

2020 年（令和 2 年）1 月 24 日

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会

第1章 町田市立学校を取り巻く環境変化について（1998 年答申以降）

- 1 町田市立小・中学校の児童・生徒数の推移と将来推計について
- 2 町田市立小・中学校施設の老朽化について
- 3 子どもたちが社会から期待される資質・能力について
- 4 教員の多忙化について
- 5 通学区域緩和制度の導入と通学費補助金補助率の引き上げについて
- 6 特別支援教育の環境整備について

（参考 1）町田市立小・中学校別の児童・生徒数・学級数推計及び建築年度からの経過年数

（参考 2）町田市立小・中学校配置図

1 町田市立小・中学校の児童・生徒数の推移と将来推計について

町田市は、高度経済成長期に宅地開発や大規模団地が建設されたことなどによって転入者が大幅に増加し、1960年代後半から児童・生徒数が大幅に増加しました。

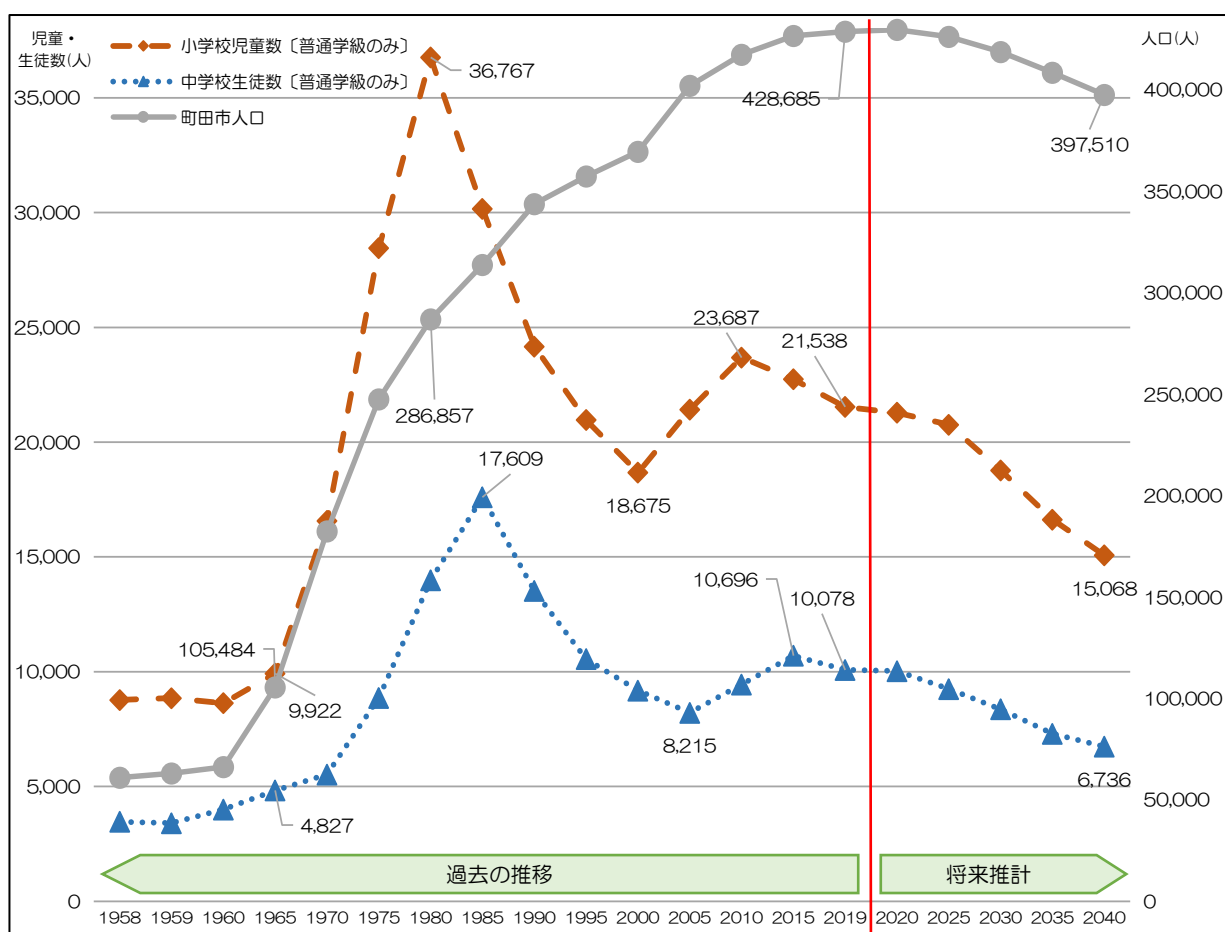
その後、大規模団地の子どもたちが小・中学校を卒業したことで1980年代から1990年代にかけて児童・生徒数が大幅に減少したことから、2001～2003年度に44校あった小学校を39校に統廃合し、2010年度には中学校1校を閉校しています。

その一方、大規模開発によって特定の地域においては人口が大幅に増加し、小学校を2005～2010年度の間に3校、中学校を2012年度に1校開校しました。

しかし、出生数の減少（少子化）の影響によって小学生は2010年度、中学生は2016年度をピークに減少に転じ、2019年度の児童・生徒数は、小学生が約2.2万人、中学生が約1万人まで減少しています。

今後の児童・生徒数推計では、2040年度には小学生が約1.5万人（2019年度比：△30%）、中学生が約7千人（2019年度比：△33.2%）となることが見込まれていることから、人口減少社会における児童・生徒の教育環境について長期的な視点から検討する必要があります。

図1:町田市立学校の児童・生徒数及び町田市人口の推移と将来推計



※町田市人口の将来推計…2015年度に町田市で行った将来人口推計に基づく

※小・中学校の児童・生徒数の将来推計…2018年度に町田市で行った児童・生徒数推計に基づく

2 町田市立小・中学校施設の老朽化について

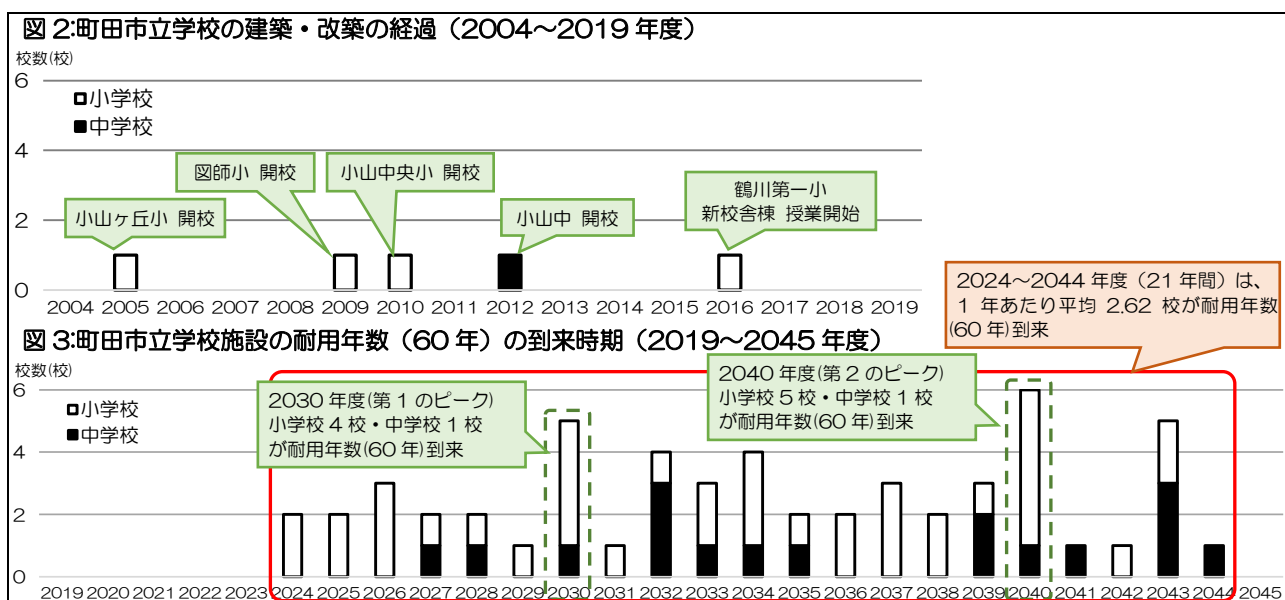
町田市では、高度経済成長期における児童・生徒数の大幅な増加に対応するために 1970 年代に建築した小・中学校施設の老朽化が大きな課題となっています。

文部科学省が 2013 年 3 月にまとめた「学校施設の老朽化対策について」によると、全国の公立小・中学校のうち、鉄筋コンクリート造（耐用年数 60 年）の学校施設を建て替えるまでの平均年数は約 42 年となっています。

しかし、町田市立小・中学校は、耐震工事や改修工事を実施してきたものの、2019 年 4 月時点で築 42 年を超える校舎のある小・中学校が 62 校のうち 37 校あり、2024～2044 年度の 21 年間に、耐用年数である 60 年が到来する校舎のある小・中学校が 55 校あります。

この 55 校について、現在建て替えを進めている鶴川第一小学校（約 43.4 億円）、町田第一中学校（約 55.2 億円）と仮に同じ費用で建て替えた場合、2024～2044 年度の 21 年間で約 2,588 億円が必要になります。

この建て替え費用を削減・平準化しながら、将来にわたって子どもたちの学校における安全を確保するとともに、未来の教育活動に対応できるよう教育環境を充実させていくためには、長期的な視点から計画的に学校施設を更新していく必要があります。



3 子どもたちが社会から期待される資質・能力について

(1) 学習指導要領*の改訂

1998年に改訂された学習指導要領では、基礎・基本を着実に習得し、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成を図ることがねらいとして掲げられました。

そのねらいを実現するために、教育内容が厳選されて授業時間数が減少する一方で、横断的・総合的な課題などについて、自然体験や社会体験、観察・実験、見学・調査などの体験的な学習、問題解決的な学習を行う「総合的な学習の時間」が新設されました。

2003年一部改訂では、1998年に改訂した学習指導要領のねらいを実現するために、学習指導要領に定められていない補充・発展的な学習内容を教えることができるようにしたり、個に応じた指導の例示として小学校の習熟度別学習が追加されたりしました。

2008年改訂では、「①『生きる力』の育成」「②基礎的・基本的な知識・技能の習得」「③思考力・判断力・表現力等の育成」のバランスがねらいとして掲げられました。

そのねらいを実現するために、「言語活動の充実」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」「外国語教育の充実」を柱として、授業時間数も1998年改訂の学習指導要領と比べて約10%増加しました。また、小学校第5・6学年では、外国語活動の時間が創設されました。

2015年一部改訂では、「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育へ転換するために、道徳が「特別の教科 道徳」として教科化されました。

そして、2017年に改訂され、小学校は2020年度、中学校は2021年度から全面実施される学習指導要領では、急速に変化するこれからの時代に求められる教育を実現するために、学校教育の理念を学校と社会が共有し、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかについて教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によってその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

その「社会に開かれた教育課程」を実現するために、各教科で子供たちに育む資質・能力を「①知識及び技能」「②思考力、判断力、表現力等」「③学びに向かう力、人間性」の3つに明確化し、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を通した授業改善を図りながら、学習効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立に努めることが掲げられています。

また、「情報活用能力」が言語能力と並んで学習の基盤となる資質・能力として位置づけられました。小学校においては「プログラミング的思考」の育成が明記され、中学校においては技術・家庭科においてプログラミングに関する内容が充実されました。そして、小学校では、第3・4学年に外国語活動、第5・6学年に外国語が教科として実施されることになりました。

表1：小・中学校別 授業時間数の推移

区分	1988年改訂	1998年改訂	2008年改訂	2017年改訂
小学校（6年間） ※単位時間：45分	5,785時間 ※毎週土曜日に授業あり	5,367時間	5,645時間	5,785時間
中学校（3年間） ※単位時間：50分	3,150時間 ※毎週土曜日に授業あり	2,940時間	3,045時間	3,045時間

* 学習指導要領とは…全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けることができるようにするために文部科学省が定めている、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準で、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。

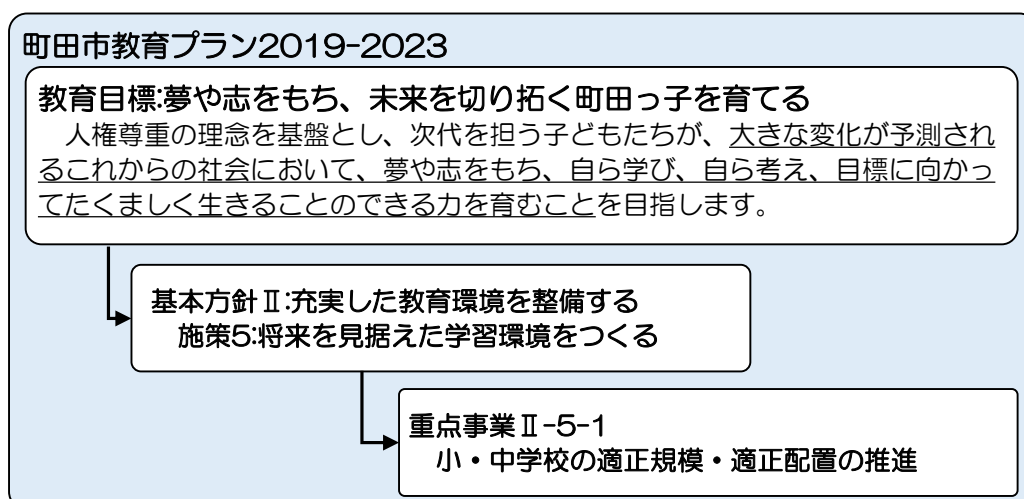
表 2：1998 年答申以降の公立小・中学校に関する国の主な制度導入・改正

年月	内容
1998 年 12 月	学習指導要領改訂
2000 年 4 月	学校評議員制度の導入
2002 年 4 月	・学習指導要領実施（1998 年改訂） ・完全学校週 5 日制 実施
2003 年 12 月	学習指導要領一部改訂
2004 年 9 月	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入
2005 年 4 月	学習指導要領（2003 年一部改訂）を反映した教科書使用開始（小学校）
2006 年 4 月	学習指導要領（2003 年一部改訂）を反映した教科書使用開始（中学校）
2006 年 12 月	教育基本法改正
2007 年 6 月	学校教育法が改正され、学校種ごとの目的・目標が見直される
2008 年 3 月	学習指導要領改訂
2011 年 4 月	学習指導要領実施（2008 年改訂:小学校）
2012 年 4 月	学習指導要領実施（2008 年改訂:中学校）
2013 年 11 月	設置者の判断による土曜授業実施※が明確化される ※振替休業日を設定しなくとも土曜日に授業の実施が可能となる
2015 年 3 月	学習指導要領一部改訂
2016 年 4 月	義務教育学校の創設
2017 年 3 月	学習指導要領改訂
2017 年 4 月	教育委員会による学校運営協議会設置が努力義務化
2018 年 4 月	学習指導要領（2015 年一部改訂）全面実施（小学校）
2019 年 4 月	学習指導要領（2015 年一部改訂）全面実施（中学校）

（2）町田市教育目標 ～「町田市教育プラン 2019-2023」から～

町田市では、将来の予測が困難で変化の激しい社会の到来などの将来の環境変化を見据えて、「町田市教育プラン 2019-2023」において新たな教育目標を定めています。

この新たな教育目標を実現するための取り組みの一つとして、「小・中学校の適正規模・適正配置の推進」を掲げています。



4 教員の多忙化について

(1) 町田市における教員の勤務実態

2018 年度に教育委員会が実施した「教員勤務実態調査」では、教員の時間外在校等時間数[※]が、1 カ月あたり 80 時間を超える教員数が 4 人に 1 人（24.3%）となるなど長時間勤務が常態化しています。（図 4）

さらに、調査結果を教員の経験年数別に見ると、教員経験年数の少ない教員の時間外在校等時間が多くなる傾向があります（図 5）

図 4：月あたり時間外在校等時間数が 80 時間以上の教員の割合

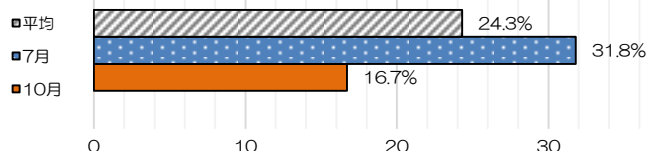
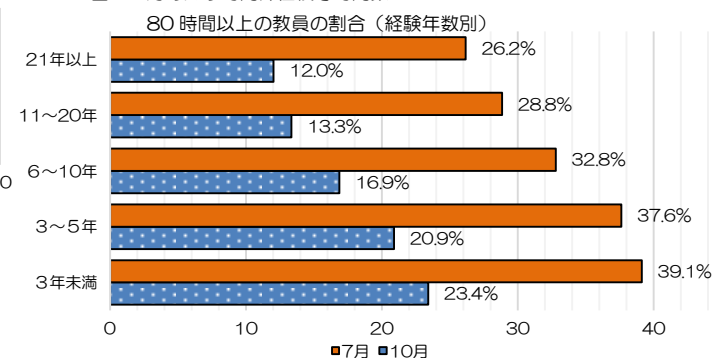


図 5：月あたり時間外在校等時間数が 80 時間以上の教員の割合（経験年数別）



(2) 教員が長時間勤務となる背景

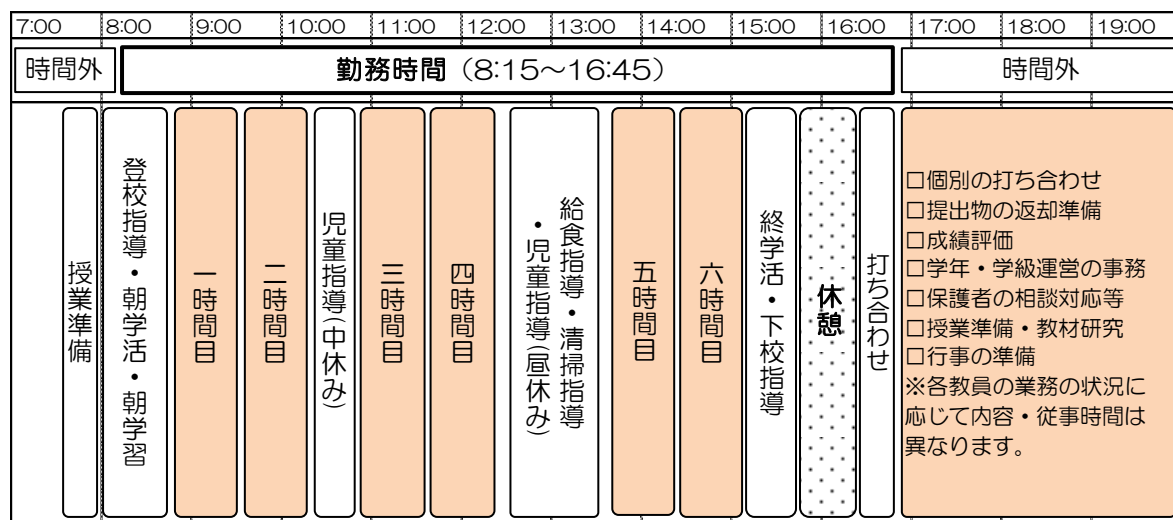
① 時間外勤務が前提となる業務内容

図 6 は、小学校の教員の 1 日のスケジュールのイメージ図です。教員の勤務時間は、原則 8 時 15 分から 16 時 45 分ですが、勤務時間内は、授業や給食指導、児童・生徒指導などに従事しており、その他の業務に充てる時間を確保できない状況となっています。

そのため、児童・生徒が下校した後に打ち合わせや提出物の返却準備、校務（授業以外に学校を運営するために必要な業務）などを行い、これらの業務後に日々の授業で一番大切な授業準備や教材研究を行う場合が多いことから、教員が長時間勤務となっています。

また、中学校では授業終了後から部活動指導を行う教員については、部活動終了後から校務を行い、その後に授業準備や教材研究を行う場合が多いことから、さらに長時間勤務となっています。

図 6：小学校教員の 1 日のスケジュールのイメージ ※休憩は勤務の状況次第で取ることができていない場合あり



※「時間外在校等時間数」は、1 週間(土日を含む)において教員 1 人あたり 42 時間 30 分（8 時間 30 分×5 日）を超える在校等時間数を集計。

②経験年数の少ない教員の増加

図 7、図 8 は町田市立小・中学校に在籍する教員について、教員経験年数別に区分し、2001 年度と 2019 年度の経験年数別分布を比較したものです。

2001 年度は、小学校は経験年数 21 年目から 34 年目程度、中学校は 16 年目から 30 年目程度のベテランの教員が多数を占めていました。

しかし、2019 年度を見ると、小・中学校いずれも 2001 年度に多数を占めていたベテランの教員が大幅に減少し、小学校は経験年数 15 年目以下、中学校は経験年数 11 年目以下が多数を占めています。特に小学校は時間外在校等時間数が多い傾向のある経験年数 5 年目以下の教員が大幅に増加しています。

図 7：町田市立小学校教員 経験年数別教員数の分布比較（2001 年度→2019 年度）

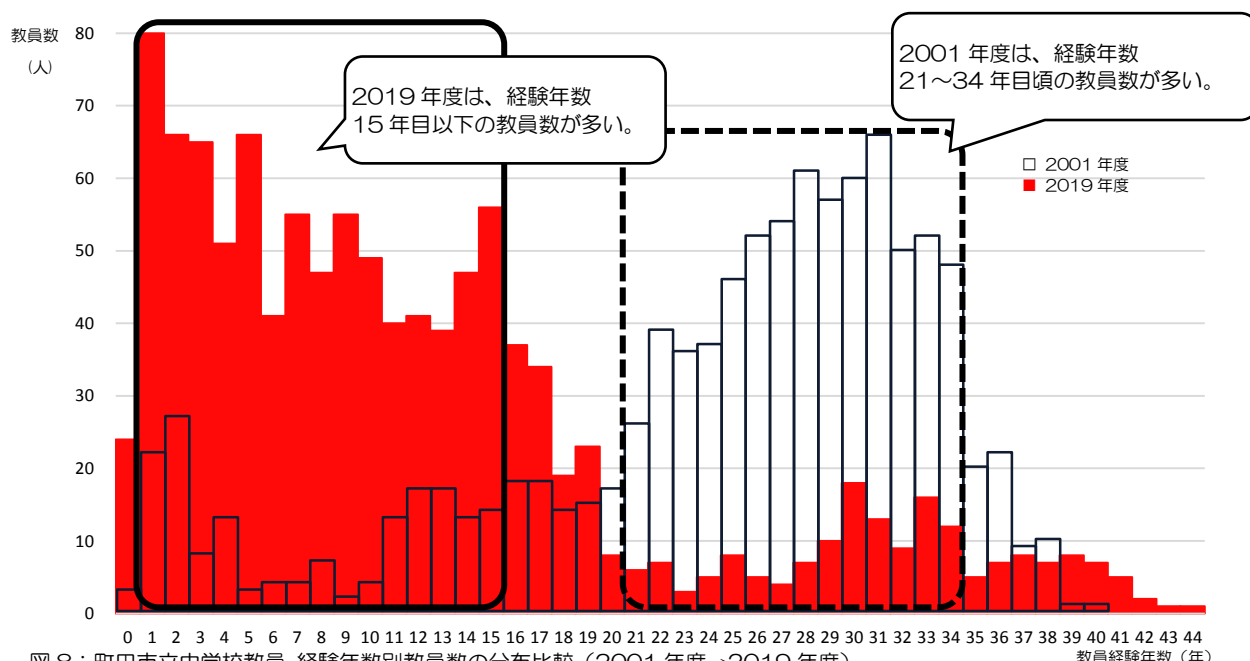
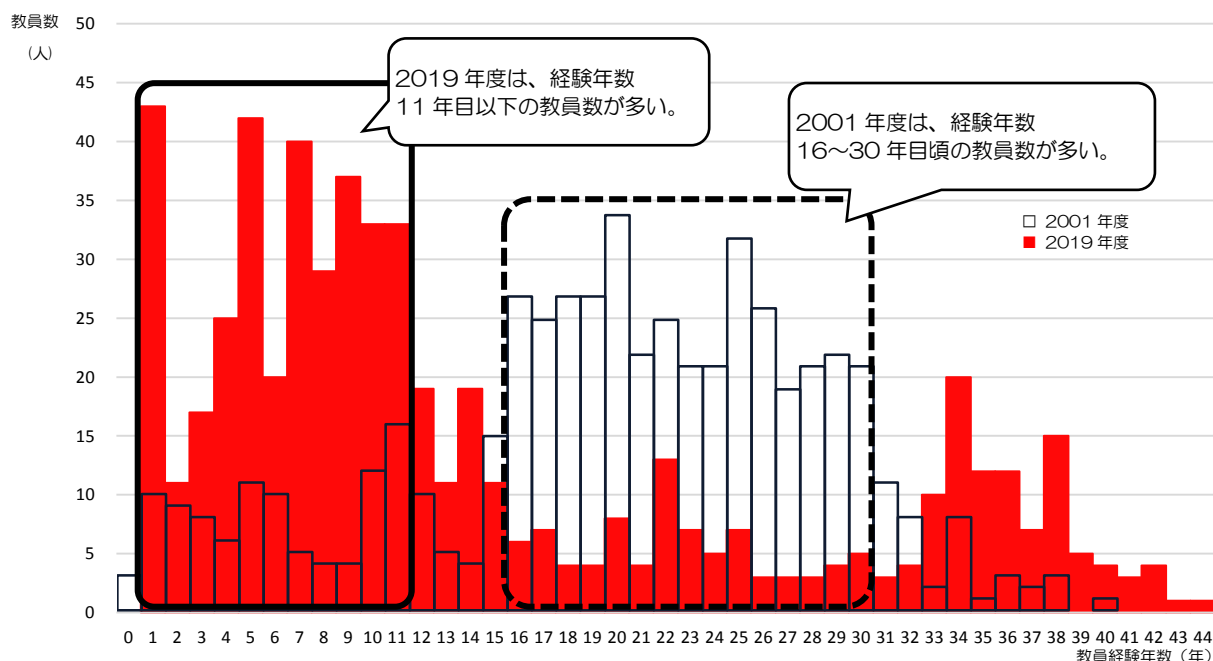


図 8：町田市立中学校教員 経験年数別教員数の分布比較（2001 年度→2019 年度）



※経験年数別教員数：3 月 31 日時点における町田市教育委員会資料に基づく人数（0 年目は各年度 4 月 2 日以降の採用者数）

※2019 年度は 2019 年 7 月 31 日時点における年度末見込数

※教員経験年数：東京都教育委員会における勤務年数

5 通学区域緩和制度の導入と通学費補助金補助率の引き上げについて

(1) 通学区域緩和制度の導入

児童・生徒が通学する小・中学校は、法令に基づいて教育委員会が通学区域を設定し、児童・生徒の住所をもとに就学指定校を指定しています。

また、就学指定校以外の学校への入学に相当な理由があると判断した場合は、通学区域外からの入学を認める「就学指定校変更制度」があり、1998 年答申以前は、就学指定校変更制度により就学指定校の変更を認めてきました。

しかし、1997 年 1 月に当時の文部省から「通学区域制度の弾力的運用について」が発出され、地域の実情に即して保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うことを促したことを契機に、全国的に「学校選択制度」の導入が進みました。

町田市でも、2002 年 7 月に「町田市立小・中学校選択制度検討委員会」を設置して学校選択制度について検討を行いました。そこでは、保護者から要望が寄せられていながら就学指定校の変更理由として認めていなかった「通学距離の安全に関すること」「地域コミュニティに関すること」「友人関係に関すること」「部活動に関すること」のような理由も含めて、「自由選択制（すべての学校を選択できる制度）」で実施することが最適との答申が出されました。

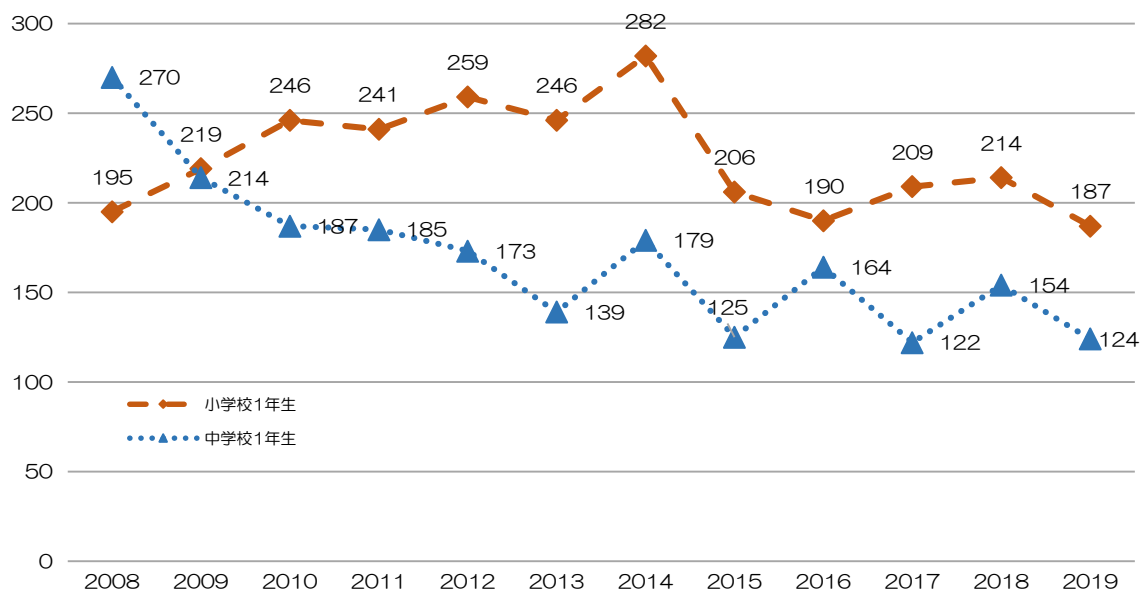
町田市では、その答申と保護者や児童・生徒のニーズ等を踏まえ、2004 年度に学校選択制度を導入しています。

しかし、教室不足により通学が可能な隣接校を希望しても学校選択希望者の受入枠を設定できない学校が出てきたことや、2009 年 3 月に策定した「町田市教育プラン」においても本制度のあり方について検討するものとしたことから、2011 年 7 月に再び「町田市立小・中学校選択制度検討委員会」を設置して制度の検証を行いました。

その結果、小学校については「自由選択制」から「隣接区域選択制（指定校に隣接する学校のみ選択できる制度）」に改善すべきとの答申が出されたことから、2014 年 4 月から小学校の選択方式を見直したうえで、制度の名称を「通学区域緩和制度」に変更して 2019 年度現在まで運用を行っています。

2019 年 4 月入学者における通学区域緩和制度の利用者は、小学校の児童 187 人（入学者の 5.6%）、中学校の生徒 124 人（入学者の 3.7%）となっています。

図 9：通学区域緩和制度利用児童・生徒数の推移



(2) 通学費補助金補助率の引き上げ

町田市は、市域の面積が71.55k㎡で、東京都において多摩26市と特別区(23区)を合わせた49市区の中で4番目に大きい面積を有しています。市域の東西の距離は約22.3km、南北の距離は約13.2kmとなっており、特に市域の北部で東西に広がりを持っていることから、当該地域において通学区域が広域となっています。

広域となっている通学区域においては、公共交通機関(バス)を利用して通学をしている児童・生徒がおり、その対応が課題となっていたことから、1994年10月に自宅からの通学距離が小学校1.5km以上、中学校2.0km以上で就学指定校に公共交通機関を利用して通学する児童・生徒の保護者に対して1カ月の定期代の1/2の補助を行う「町田市通学費補助金」制度を創設しました。

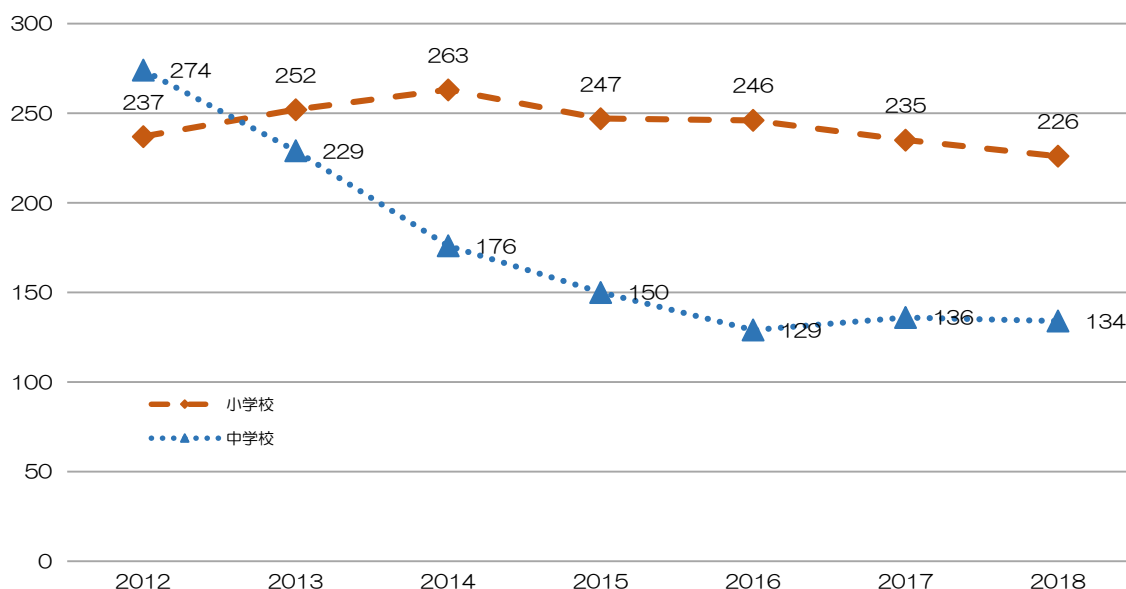
その後、2004年度に学校選択制度を導入したことで、就学指定校よりも通学距離の短い学校を選択することができるようになりました。また、通学区域が広く人口も増加していた小山(小山ヶ丘)地区や図師に小学校または中学校を新設したことで通学距離が長くなっていた通学区域を一定程度解消することができました。

しかし、通学が可能な隣接校を希望しても教室不足により学校選択希望者の受入枠を設定できない学校が出てきたことで、学校選択制度によって通学距離を短くすることが困難となり、公共交通機関を利用する児童・生徒の保護者負担も課題となっていました。

そこで、2013年4月に通学費補助金の補助率を1/2から2/3に引き上げ、2019年度現在まで運用を行っています。

2018年度における通学費補助制度の利用者は、小学校の児童226人、中学校の生徒134人となっています。

図10：通学費補助制度利用児童・生徒数の推移



6 特別支援教育の環境整備について

2007 年 4 月に、国は改正学校教育法を施行し、従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育を行うことが規定されました。

東京都では、2010 年 11 月に、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画を策定し、発達障がいの児童・生徒に対する支援体制の整備方針を明らかにしました。

町田市では、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する教育環境の整備を図るため、2015 年 5 月に特別支援教育推進計画を策定し、2019 年度において、固定学級は、小学校で 42 校中 25 校、中学校で 20 校中 11 校に設置されています。（表 3、表 4 参照）

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、2019 年度において、小学校では 488 人、中学校では 217 人であり、1998 年と比較し、小学校では約 3 倍、中学校では約 4 倍と増加傾向にあります。（図 11 参照）

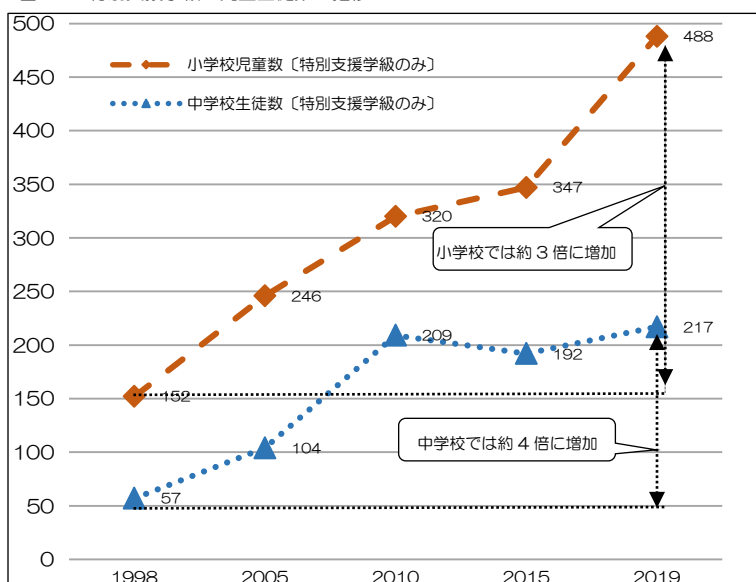
表 3：固定学級・通級指導学級の設置校数（小学校）

小 学 校 (42校)		学校数	学級数
知的障がい	固定	20	60
肢体不自由	固定	1	1
情緒障がい	固定	4	9
固定制	合計	25	70
弱視	通級	1	1
難聴	通級	2	2
言語	通級	2	4
サポートルーム※3	通級	11	
通級制	合計	16	7

表 4：固定学級・通級指導学級の設置校数（中学校）

中 学 校 (20校)		学校数	学級数
知的障がい	固定	10	31
肢体不自由	固定	1	1
固定制	合計	11	32
難聴	通級	1	1
情緒	通級	4	21
通級制	合計	5	22

図 11：特別支援学級の児童生徒数の推移



※学校基本調査の人数に基づく

※1 障がい等のため、通常の学級に在籍することが困難な児童・生徒が在籍する学級。児童・生徒の実態に応じた特別な教育課程

※2 通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童・生徒に対して、当該児童・生徒の障がいに応じた特別な指導を在籍学級とは異なる場所で行う教育課程

※3 町田市における特別支援教室（情緒障がい等通級指導学級）

(参考1) 町田市立小・中学校別の児童・生徒数・学級数推計及び建築年度からの経過年数

小学校	児童数※1			学級数※2			建築情報※3	
	2019	2030	2040	2019	2030	2040	建築年度	経過年数
1 町田第一	628	676	781	19	21	24	1969	50
2 町田第二	381	466	505	13	14	18	1964	55
3 町田第三	474	376	293	15	12	12	1965	54
4 町田第四	544	489	470	18	16	14	1971	48
5 町田第五	559	562	494	18	18	18	1966	53
6 町田第六	254	281	209	12	12	7	1964	55
7 南大谷	641	634	510	18	19	18	1973	46
8 藤の台	498	363	277	16	12	12	1972	47
9 本町田東	226	214	177	8	7	6	1970	49
10 本町田	375	304	183	12	12	6	1977	42
11 南第一	628	719	565	19	21	18	1965	54
12 南第二	341	315	267	12	12	12	1978	41
13 南第三	376	346	320	13	12	12	1970	49
14 南第四	509	470	416	17	14	12	1966	53
15 つくし野	374	339	240	12	12	10	1970	49
16 小川	470	406	316	15	12	12	1974	45
17 成瀬台	639	643	483	19	20	17	1974	45
18 鶴間	598	606	668	17	18	20	1976	43
19 高ヶ坂	345	277	190	12	12	6	1978	41
20 成瀬中央	341	348	223	12	12	7	1979	40
21 南成瀬	395	263	241	12	11	9	1980	39
22 南つくし野	710	908	723	23	27	23	1980	39
23 鶴川第一	796	604	373	24	19	12	2015	4
24 鶴川第二	517	359	334	18	12	12	1973	46
25 鶴川第三	466	395	378	14	12	12	1967	52
26 鶴川第四	564	482	420	18	17	14	1970	49
27 金井	545	429	323	17	14	12	1977	42
28 大蔵	750	550	428	23	18	14	1980	39
29 三輪	554	552	425	18	18	12	1982	37
30 忠生	464	375	311	15	12	12	1966	53
31 小山田	318	270	217	12	12	8	1980	39
32 忠生第三	562	520	382	18	18	12	1974	45
33 山崎	365	308	249	12	12	12	1980	39
34 小山田南	588	302	219	18	12	8	1983	36
35 木曽境川	461	305	184	15	12	6	1977	42
36 七国山	650	409	279	19	12	12	1975	44
37 図師	591	447	279	18	13	12	2008	11
38 小山	816	737	500	25	23	18	1976	43
39 小山ヶ丘	858	671	495	25	21	15	2004	15
40 小山中央	801	559	330	24	18	12	2009	10
41 相原	430	408	343	13	12	12	1968	51
42 大戸	136	85	50	6	6	6	1983	36
合計	21,538	18,775	15,068	684	619	526		

中学校	生徒数※1			学級数※2			建築情報※3	
	2019	2030	2040	2019	2030	2040	建築年度	経過年数
1 町田第一	717	652	633	20	19	19	—※4	—※4
2 町田第二	475	529	475	14	15	13	1972	47
3 町田第三	388	343	232	12	11	7	1967	52
4 南大谷	447	511	416	13	14	12	1974	45
5 南	665	649	530	18	19	16	1968	51
6 つくし野	717	841	661	20	23	19	1975	44
7 成瀬台	394	432	304	12	12	9	1979	40
8 南成瀬	520	351	334	14	11	10	1981	38
9 鶴川	594	396	307	16	12	9	2001	18
10 鶴川第二	757	591	540	20	16	16	1972	47
11 薬師	327	211	164	9	6	6	1970	49
12 真光寺	328	222	201	10	7	6	1980	39
13 金井	479	369	285	14	11	9	1984	35
14 忠生	708	528	403	19	15	12	1973	46
15 山崎	297	191	140	9	6	6	1979	40
16 木曽	291	202	131	9	6	6	1983	36
17 小山田	488	267	221	15	9	7	1983	36
18 小山	835	579	380	23	17	12	2011	8
19 堺	570	455	346	16	14	10	1972	47
20 武蔵岡	81	46	33	3	3	3	1983	36
合計	10,078	8,364	6,736	286	246	207		

本表は、市立小・中学校別の2040年度までの児童・生徒数推計と各校の最も古い校舎を基準とした建築情報をまとめた一覧表です。各項目の読み方については、下記の注記をご覧ください。

※1 児童数・生徒数

2019年度…5月1日時点の児童・生徒数

2030年度・2040年度…2018年度に行った児童・生徒数推計結果

※2 推計にあたっての学級編制基準

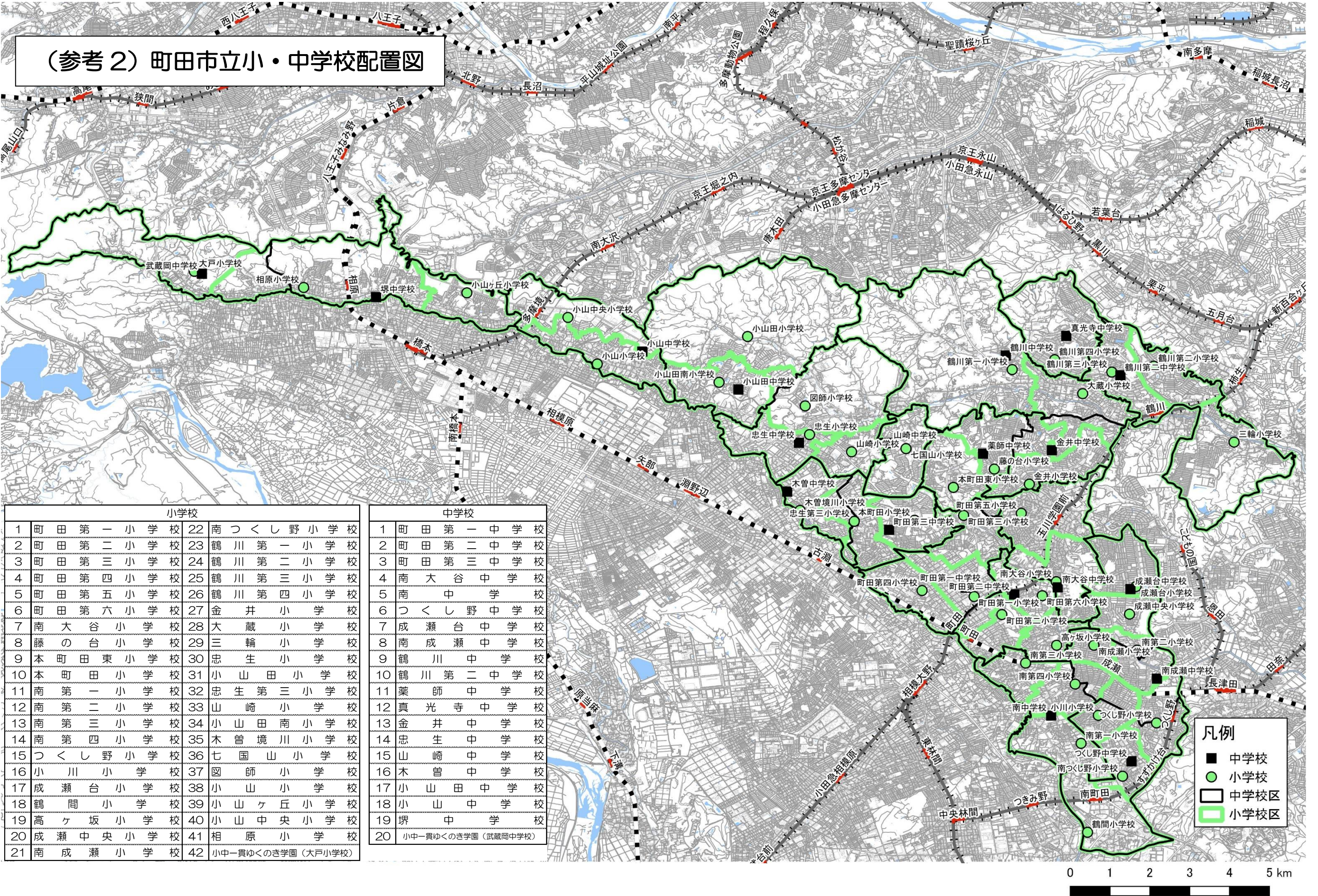
小学校:1・2年生は、35人につき1学級、3～6年生は40人につき1学級

中学校:1年生は35人につき1学級、2・3年生は40人につき1学級

※3 建築情報

最も古い校舎を基準とした建築年度と建築年度から2019年度までの経過年数

※4 町田第一中学校は2018年度から改築工事をしているため、建築年度及び経過年数を「—」と表記しています。



第2章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

- 1 調査審議の視点
- 2 適正規模の基本的な考え方
- 3 適正配置の基本的な考え方

1 調査審議の視点

町田市立学校を取り巻く環境は、第1章で示しているとおり、1998年答申以降、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化のほか、これからの社会において求められる資質・能力の変化や教員の多忙化といった様々な環境変化が生じています。

特に児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化は将来においても引き続く環境変化であり、教育委員会が行った推計では、2040年度には小学校の児童が2019年度と比べて約30%減少、中学校の生徒が2019年度と比べて約33%減少することが見込まれています。

また、2044年度までに鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数である60年が到来する校舎のある町田市立学校が62校中55校となるなど、学校施設の老朽化も深刻な状況です。

これらの環境変化は、本審議会としても将来の児童・生徒の教育環境を考えるうえで特に重要な課題であると認識しました。

そこで本審議会では、町田市立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、以下の視点で調査審議を行うものとししました。

(1)「町田の未来の子どもたち」の立場に立った調査審議

「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」を調査審議するにあたって、現在だけではなく、10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるために調査審議を行うものとししました。

また、学校統廃合の議論についても学校統廃合を目的とするのではなく、町田市立学校を取り巻く環境変化を踏まえて、町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って調査審議を行うものとししました。

(2)「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」結果の尊重

本審議会の設置に先立って、町田市教育委員会において2019年6月に保護者・教員・市民を対象とした「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」）を実施しました。

アンケート調査では多くの方から回答をいただき、特に「学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえで必要な配慮」を自由記述で確認している設問では、保護者の方々から808件、市民の方々から668件と非常に多くのご意見が寄せられました。

そのご意見の内容についても、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するにあたって必要な視点が網羅、集約されていることから、このアンケート調査結果を尊重して調査審議を行うものとししました。

2 適正規模の基本的な考え方

(1)「適正規模」の定義について

1 校あたりの学級数については、学校教育法施行規則（以下「法令」）では小・中学校ともに 12～18 学級を標準とし、1998 年答申においても小・中学校ともに 12～18 学級を適正規模としています。

本審議会においては、適正規模の基本的な考え方を調査審議するにあたり、「適正規模」の定義について「適正な学級数」という定義で審議を進めてよいか審議しました。

その結果、「適正」という言葉は、「適正な学級数」ではない学校が、ただちに不適正であるという誤解を避ける必要があることや、本審議会では、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境（望ましい教育環境）をつくるために必要となる学級数の審議を行うことから、「適正規模」の定義について「（1 学年あたりの）望ましい学級数」と定義するものとしました。

(2) 小規模校のメリット・デメリットについて

将来推計によると児童・生徒数の減少によって小規模校の増加が見込まれることから、適正規模（1 学年あたりの望ましい学級数）を調査審議するにあたって、アンケート調査結果をもとに 1 学年あたりの学級数が少ない小規模校のメリット・デメリットを審議しました。

①小規模校のメリット

アンケート調査において上位となった小規模校のメリットのうち、本審議会において意見が集中した「子どもたちの人間関係が深まりやすい」「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」について審議を行いました。

ア 子どもたちの人間関係が深まりやすい

「子どもたちの人間関係が深まりやすい」は、特に小学校の保護者がメリットと感じる割合の高い項目でした。

しかし、調査時点において小規模校に子どもが在籍する小学校の保護者の回答を見ると、メリットと感じる割合が低くなっていました。

イ 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい

「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」は、特に中学校の保護者・教員がメリットと感じる割合の高い項目でした。

しかし、保護者・教員の自由記述の回答や、本審議会においても「小規模校ではなく少人数学級のメリットではないか」「小規模校でも 1 学級の児童・生徒が多ければメリットを感じない」といった意見が出たとおり、小規模校のメリットではなく少人数学級のメリットであることを確認しました。

その一方で、1 学級あたりの児童・生徒数の基準を引き下げる少人数学級については、保護者を中心にアンケート調査において検討を期待する意見が寄せられていることから、本審議会における少人数学級の審議の可否について以下のとおり審議しました。

※少人数学級の審議の可否について（学級編制基準について）

公立小・中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」をもとに、都道府県教育委員会が定める学級編制基準に基づいて行います。

東京都公立小・中学校 学級編制基準（要旨）

校種	学年	1 学級あたり 児童・生徒数	校種	学年	1 学級あたり 児童・生徒数
小学校	第 1 学年	35人	中学校	第 1 ～ 3 学年※	40人
	第 2 ～ 6 学年※	40人			

※小学校第2学年、中学校第1学年の1学級あたり児童・生徒数が35人を
超える場合は、35人学級を編制することができる。

本審議会において、学校現場における 1 学級あたりの児童・生徒数の状況を確認したところ、1 学年が 40 人ならば「40 人学級」、1 学年が 41 人ならば「20 人または 21 人学級」となるように、学級編制基準の範囲内において 1 学級あたりの児童・生徒数が流動的に変動するもので、「結果論としての少人数学級」となることを確認しました。

この状況を踏まえて、本審議会では学級編制基準は現行法規に基づいて審議するものとなりました。

ただし、児童・生徒数が減少し続ける将来を見通したときに、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めていく中で、様々な対策を講じてもなお、通学時間や通学距離が児童・生徒にとって長くなりすぎる時代が訪れることが想定されます。

そのような時代が訪れた場合には、現行法規に基づく学級編制基準ではない形で学校の維持を検討する必要があります。

②小規模校のデメリット

アンケート調査において上位となった小規模校のデメリットのうち、本審議会において意見が集中したデメリットについて、「子どもたちの人間関係から見たデメリット」「教職員の体制づくりから見たデメリット」「子どもたちが多様な考え方に触れる機会、学び合いの機会、切磋琢磨する機会から見たデメリット」の 3 点に整理したうえで審議を行いました。

ア 子どもたちの人間関係から見たデメリット

小規模校においては、子どもたちの人間関係や相互の評価（性格や個性への評価）が固定化しやすく、子ども自身の性格や個性が受け入れられる人間関係をつくる機会が少なくなったり、人間関係が上手くいかなかった場合に「クラス替え」という方法で、人間関係を変える選択肢が限定されてしまったりするというデメリットがあることを確認しました。

また、集団による活動においても、いつも同じ子どもが同じ役割（例：長や委員）を担うことが多くなるなど、多様な集団づくりがしにくいというデメリットがあることを確認しました。

イ 教員の体制づくりから見たデメリット

小規模校においては、学級数が少ないことによって配置される正規教員の人数が少ない一方で、学校運営に必要な仕事である校務の仕事量は、どの学校においてもそれほど変わらないことから、教員一人ひとりの仕事量が多くなるというデメリットがあることを確認しました。特に中学校では、部活動を指導する時間が必要となることから、そのデメリットがより大きくなることを確認しました。

また、教員の若年化が顕著であり、多忙化している教員の校務の仕事量を平準化しながら若手教員の人材育成を図るゆとりを持たせるには、チームワークを発揮しやすい体制を

つくる必要がありますが、小規模校における学級数に応じた教員の配置基準ではその体制に必要な人数を確保することが難しいというデメリットがあることを確認しました。

ウ 子どもたちが多様な考え方に触れる機会、学び合いの機会、切磋琢磨する機会から見たデメリット

テクノロジーの進歩によって、将来の社会において残るとされる仕事は「人間が知恵を出し合って助け合っていく協働にかかる分野」であると言われる中で、町田市がこれまで取り組んできた「協働的探究学習」や 2020 年度以降に実施される新学習指導要領の「主体的で対話的な深い学び」を実現するうえで、小規模校においては、多様な人々の多様な価値観の意見を聞いて自分の考えに活かす機会が少なくなりやすいというデメリットがあることを確認しました。

また、集団で切磋琢磨するような教育活動について、小規模校になると、同学年の人数が少ないことによって切磋琢磨できる環境がづくりにくいことや、子ども自身が目標とする先輩に出会える確率が低くなりやすいというデメリットがあることを確認しました。

(3) 適正規模（1 学年あたりの望ましい学級数）について

本審議会では、小規模校のメリットとデメリットについて議論した結果、「子どもたちの人間関係から見たデメリット」「教職員の体制づくりから見たデメリット」「子どもたちが多様な考え方に触れる機会、学び合いの機会、切磋琢磨する機会から見たデメリット」は、小規模校において解決していくことは困難であることを確認しました。

これらの審議を踏まえて、町田市立学校における適正規模（1 学年あたりの望ましい学級数）について、アンケート調査も踏まえて小学校を「3 学級」、中学校を「4 学級」としました。

(4) 大規模校のデメリットと対策について

未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるために必要となる適正規模（1 学年あたりの望ましい学級数）を実現するためには、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行う必要があります。

しかし、適正規模を小学校が 3 学級、中学校が 4 学級のみとした場合、適正規模とするために短い期間に繰り返し学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行う必要があり、子どもたちとその保護者、そして地域に繰り返しの負担が生じることになります。このような繰り返しの負担を避けるためには、適正規模となる 1 学年あたりの望ましい学級数の範囲（上限）に幅を持たせることで、適正規模を一定の期間維持する必要があります。

1 学年あたりの望ましい学級数の範囲（上限）に幅を持たせることは、小規模校のデメリットが解消される一方で、子どもの数や学級数が多くなることによるデメリットが生じる可能性があります。

そこで本審議会では、1 学年あたりの望ましい学級数の範囲（上限）を審議するにあたって、2019 年 6 月に教育委員会が実施したアンケート調査において把握できていない大規模校のデメリット（学校運営上の課題）とその対策を把握するために、教員を対象とした「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査（補充調査）」（以下「補充調査」）を実施しました。

この補充調査結果をもとに、1 学年あたりの学級数が法令で定める標準を超える大規模校のデメリット及びその対策を審議しました。

①大規模校のデメリット

補充調査結果をもとに大規模校のデメリットについて、「学校施設（校庭・体育館・教室数等）環境から見たデメリット」「教員の組織体制から見たデメリット」の 2 点に整理したうえで審議を行いました。

ア 学校施設（校庭・体育館・教室数等）環境から見たデメリット

大規模校の学校施設環境から見たデメリットとして、以下の 3 つの課題があることを確認しました。

A 学級数の増加によって生じる課題

学級数が増加することによって、面積が限られている校庭や体育館における授業や、教室数が限られている理科室や図工室などの特別教室における授業の時間割を組むことが難しくなること。

B 児童・生徒数の増加によって生じる課題

児童・生徒数が増加することによって、面積が限られている体育館で学校行事を行う際に児童・生徒が入り切らなかったり、災害時の一時避難場所を確保したりすることなどが難しくなること。

C 教育活動の充実によって生じる課題

小学校の算数や中学校の数学・英語における習熟度別学習の導入や、特別支援教育の充実のような学校建設時に想定されていなかった教育活動の充実によって教室数が不足すること。

また、この 3 つの課題は既存の校庭・体育館の広さや教室数といった学校施設環境を現状から変えることができないことを前提とした課題であることを併せて確認しました。

イ 教員の組織体制から見たデメリット

大規模校の教員の組織体制から見たデメリットとして、以下の 2 つの課題があることを確認しました。

A 児童・生徒数の増加によって生じる課題

教員が把握すべき児童・生徒数が増加することによって、児童・生徒と向き合う時間が少なくなることや、教育活動に必要な支援人材を児童・生徒数に比例して確保できない場合に教育活動に困難な状況が生じること。

B 教員数の増加によって生じる課題

教員数が増加することによって、管理職などが若手教員のマネジメントや人材育成を行うために必要な時間が少なくなることや、教育活動に専念・充実させるために必要な支援人材を教員数に比例して確保できない場合に、教育の質を向上させることが困難な状況が生じること。

②大規模校のデメリットへの対策

大規模校のデメリットとして整理した「学校施設（校庭・体育館・教室数等）環境から見たデメリット」「教員の組織体制から見たデメリット」には、以下の対策が必要であることを確認しました。

ア 学校施設（校庭・体育館・教室数等）環境から見たデメリットへの対策

大規模校の学校施設環境から見たデメリットを解決するためには、新たな学校施設の建設（建て替え）または既存の学校施設の改修を行う際に、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるという視点に立って、これからの児童・生徒数の変化や教育活動の充実といった環境変化に対応することができるゆとりのある学校施設環境づくりや、施設・設備機能の充実といった対策を図る必要があります。

また、その対策を実施するにあたっては、校庭や体育館などの面積を確保するために、ゆとりのある学校施設環境づくりに適した場所で新たな学校施設の建設または既存の学校施設の改修を行う必要があります。

イ 教員の組織体制から見たデメリットへの対策

大規模校の教員の組織体制から見た課題を解決するためには、例えば、「スクール・サポート・スタッフ」のような教員の支援人材を配置するだけでなく、その支援人材について、学校規模に比例して配置を充実させることができるような対策が必要です。

また、支援人材の配置は、一度建設すると変えることが困難な学校施設環境とは異なり、児童・生徒数や教員数の状況に応じて柔軟に変更することが可能であることから、この課題を解決するために積極的に配置及び活用する必要があります。

（５）適正規模の範囲（上限）について

適正規模となる１学年あたりの望ましい学級数の範囲（上限）に幅を持たせるためには、本審議会で確認した大規模校における「学校施設環境から見たデメリット」と「教員の組織体制から見たデメリット」に対して必要な対策を実施することを前提とする必要があります。

その対策を前提としたうえで、町田市立学校における適正規模（１学年あたりの望ましい学級数）の範囲について、小学校を「４学級」、中学校を「６学級」までをその範囲としました。

ただし、児童・生徒数及び学級数の推計を行った際に、特定の地域において開発などの影響によって、適正規模を上回る学校が生じることが見込まれる場合には、より良い教育環境をつくることができるよう、児童・生徒数及び学級数の推計に見合った教室数などを確保することができる「ゆとりある学校施設環境」の整備を検討する必要があります。

3 適正配置の基本的な考え方

町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくり、充実した学校教育を実現するためには、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決していく必要があります。

この課題を解決するためには、適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置を進めるとともに、ゆとりのある学校施設環境を整備することが必要です。

以上のことを踏まえて、本審議会では以下の基本的な考え方に立って適正配置の実現を目指すものとなりました。

(1) 通学時間及び通学距離について

1998 年答申において、「通学距離」という位置づけで答申された以下の内容を踏まえて、適正配置の基本的な考え方について審議を行いました。

■1998 年答申における「通学距離」

現代社会における道路形態の変化や交通量の増加等により、通学上の危険性は高まってきている。そして、通学距離は、子どもたちの心身や学校内での活動に影響を及ぼすことも考えられる。

現行法規の下では、通学距離について義務教育諸学校施設国庫負担法施行令第3条において、「通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 km 以内、中学校にあってはおおむね 6 km 以内であること。」と規定している。審議会では、これを踏まえて通学距離の上限を法規上の小学校でおおむね 4 km 以内、中学校でおおむね 6 km 以内とし、町田市の地形の特徴も考慮し、児童・生徒にとって著しく過大な負担とならないよう配慮していくものとする。

①通学時間の重視

子どもたちの通学環境は、地形だけでなく交通量や歩行者数などの影響によって、通学距離が短くても通学時間がかかることで負担となる場合があることや、通学時間の長短が、起床してから登校するまでの時間や放課後を自由に過ごす時間といった生活時間にも影響を与える場合があることから、通学距離だけでなく通学時間についても検討する必要があります。

さらに、これから学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めることによって、学校までの通学距離が遠くなる子どもたちに対して、様々な通学方法の中から地域の実情やニーズに応じた通学方法を選択して、徒歩での通学距離は遠くなくても一定の時間内に通学できる通学環境を整備する必要があることから、通学距離よりも通学時間に重きを置く必要があります。

②通学時間及び通学距離の許容範囲

以上のことを踏まえて、通学時間及び通学距離の許容範囲を審議した結果、アンケート調査において「片道の通学時間の許容範囲」について小学校・中学校の保護者・教員ともに「30 分程度」（徒歩で 2km 程度）が 1 位という結果であったことを尊重し、町田市立学校における通学時間の許容範囲を「おおむね 30 分程度」、通学距離の許容範囲を「徒歩でおおむね 2km 程度」を目安とします。

ただし、住所にもとづく就学指定校に対して、徒歩での通学距離が 2km を超えて通学する子どもについては、通学時間がおおむね 30 分程度の範囲で通学することができるよう、例えば、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのような様々な負担軽減策について、地域それぞれの実情やニーズを踏まえて検討・実施する必要があります。

(2) 安全な通学環境について

1998 年答申において、「安全な通学路」という位置づけで答申された以下の内容を踏まえて、適正配置の基本的な考え方について審議を行いました。

■1998 年答申における「安全な通学路」

通学路上には、交通量の多い道路や狭隘の道路、河川、水路等、危険な箇所がある場合がある。よって、学校の位置は、可能な限り安全な通学路が、確保されるように考慮するものとする。

①安全な通学環境の実現

1998 年答申では、学校の位置を決めるうえで安全な通学路が確保されるよう考慮としています。

実際には学校の所在地に対して、通学する子どもの人数や安全確保のしやすさなどをもとに通学路を設定していること、その安全を確保するために通学路の安全点検を交通管理者（警察）、道路管理者（市・都・国）、教育委員会、学校、保護者が合同で実施したうえで、必要な安全対策を行っていることを確認しました。

また、学校においては、通学する子どもたち自身が安全に通学できるようにするために、登下校時に遭遇する犯罪や危険を理解し安全に行動できるようにする「生活安全教育」、道路における様々な危険や交通法規について理解し安全な歩行ができるようにする「交通安全教育」、火災や地震などの災害発生時における危険な状況を理解し、適切な行動・対処し安全な行動ができるようにする「災害安全教育」に取り組んでいることを確認しました。

さらに、アンケート調査においても、「学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえで必要な配慮」として「通学時の安全確保に関すること」が、保護者・市民・教員合わせて 439 件と最も多くの意見が寄せられています。

このことを踏まえても、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえで通学の安全対策は最も重要であり、安全な通学路を設定するだけでなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」を実現する必要があります。

②地域との連携体制の強化

子どもたちの安全な通学環境を実現するうえでは、安全な通学路の設定や通学路の安全点検をもとにした安全対策を着実に実施することが不可欠です。

現在は交通管理者、道路管理者、教育委員会、学校、保護者による通学路の設定や安全点検を実施していますが、交通事情も含めた地域の実情は地域住民の方々が精通している場合が多いことから、安全な通学環境を実現するために必要な取り組みについては地域も参画するなど、地域の実情も踏まえながらその連携体制をさらに強化していく必要があります。

(3) 地域社会との関係について

1998 年答申において、「地域社会との関係」という位置づけで答申された以下の内容を踏まえて、適正配置の基本的な考え方について審議を行いました。

■1998 年答申における「地域社会との関連」

少子化、核家族化等から人と人とのかかわりが希薄化しつつあるなか、小・中学校は学校だけで運営するのではなく、地域住民によるボランティア活動等、地域社会と連携していくことが求められている。

このことを踏まえ、通学区域の設定は地域社会を形成している自治会、町内会等が分断されることのないよう、可能な限りその整合性にも配慮していくものとする。

①地域コミュニティの関係への配慮

町田市立学校は、児童の登下校時の「見守り活動」や、学校支援ボランティア・地域・学校支援組織と連携した学校支援などを行う「学校支援地域理事」、ボランティアを受け入れたい学校と参加したい人や団体の間で調整を行いながら学校を支える「ボランティアコーディネーター」などのような活動や役割を通じて、地域に支えられながら運営していることを確認しました。

また、小学校は 2020 年度、中学校は 2021 年度から完全実施される新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、学校と地域がより連携・協働して教育活動を推進することが重要になっていること、さらに町田市では、2021 年度から各学校に「学校運営協議会」を設置して学校のビジョンや目指す目標を保護者や地域と共有したうえで、その意見を学校運営に反映させる「コミュニティ・スクール」を導入することから、地域とともにある学校づくりがさらに重要になることを確認しました。

このような状況において学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえでは、地域コミュニティを形成する基盤となる町内会・自治会や、例えば、地域社会における青少年の健全育成を図るために地域・保護者・学校で組織している「青少年健全育成地区委員会」などの地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも配慮していく必要があります。

②町区域による通学区域の区分

地域コミュニティの関係への配慮が必要な一方で、町内会・自治会を含めた地域コミュニティの活動は、各コミュニティによって地域での活動の範囲が異なっていることや、新たな宅地の開発や人口の変動、地域住民の年齢構成などの変化といった様々な要因によって、活動する地域の範囲が変化する可能性があります。

このような状況において、通学区域を地域コミュニティが活動する地域の範囲に整合させた場合、その活動する地域の範囲や活動状況が変わる度に通学区域を変更する必要が生じることで子どもたちの就学指定校が安定しなくなることから、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえでは、これまでの通学区域と同様に、原則として町区域（例：森野二丁目）に基づいて通学区域を区分する必要があります。

(4) 小・中学校区の整合について

1998 年答申において、「小・中学校区の整合性」という位置づけで答申された以下の内容を踏まえて、適正配置の基本的な考え方について審議を行いました。

■1998 年答申における「小・中学校区の整合性」

中学校においては、複数の小学校から集まった生徒同士の新しい人間関係が刺激となり、人間としての成長に有益な効果を上げていくという面がある。

このことから、審議会では、可能な限り 2～3 校の複数の小学校から一つの中学校へ進む区域を設定するのが、望ましいと考える。

また、小・中学校教育内容の連続性や健全育成の面から、今後小・中学校の連携の必要性はますます高まっていくと考えられる。

よって、一つの小学校の卒業生が少数に分かれて、幾つかの中学校へ進学したり、多数と分かれてごく少数が、他の中学校へ進学する状態は、連携を困難にするところから、小・中学校の整合性に留意することとした。

①子どもたちの人間関係から見た小・中学校区の整合の必要性

子どもたちの人間関係から見たときに、複数の小学校から一つの中学校に進学する場合、新たな友人関係をつくったり、新たな考え方に触れたりすることができる良さがあります。

その一方で一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学する場合、小学校の出身校ごとの人数の違いなどによって、進学する中学校において少数派になる小学校出身の子どもたちが学校生活になじむまでに時間がかかるといった課題があります。

また、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学する場合には、子どもの配慮事項などの引き継ぎ先が複数になることで小・中学校の連携が難しくなることから、子どもたちのより良い人間関係づくりのためにも、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるように小・中学校区の整合を図る必要があります。

ただし、小学校において人間関係の課題が生じた場合には、住所に基づいて定められた就学指定校（中学校）を変更することができるよう引き続き配慮をする必要があります。

②教育活動から見た小・中学校区の整合の必要性

複数の小学校から一つの中学校に進学する場合を考えると、出身校ごとの教育環境や教育内容の特色によって学んできた内容や習熟の度合いも異なります。例えば ICT 教育環境が早期から整備され、ICT 教育を特色とした小学校と、そうでない小学校の出身者では、その習熟の度合いは異なります。中学校ではこの習熟度の異なる生徒に合わせた指導をする必要が生じ、指導が難しくなります。

この例以外にも、各校の教育内容の特色の違いによって学んでいる内容に違いがある場合があることから、その違いが少なくなるように進学元の小学校と進学先の中学校が連携して、お互いに学ぶ内容を理解して各校の教育内容に反映させる取り組みが必要になります。

この小・中学校 9 年間の教育内容の連続性または一貫性を確保して、より良い教育環境を整備するためには、一つの小学校から一つの中学校へ進学する場合や、複数の小学校から一つの中学校に進学する場合のいずれにおいても、小・中学校区の整合を図ることでその連携を強化する必要があります。

ただし、学級数の違いによる教員体制の違いや、建て替えた学校と建て替えていない学校

の学校施設環境の違いといった教育環境を理由とした各校における教育内容の違いは、小・中学校の連携で解消することはできないことから、適正規模・適正配置を推進して、より良い教育環境を整備することでその解決を図っていく必要があります。

(5) 通学区域内における学校の位置について

1998 年答申において、「通学区域内における学校の位置」という位置づけで答申された以下の内容を踏まえて、適正配置の基本的な考え方について審議を行いました。

■ 1998 年答申における「通学区域内における学校の位置」

設立当初は、学区の中央に位置していた学校も、児童・生徒数の増加に伴い、隣接して新設校が建設され、通学区域にも変更が生じたため、現在では、通学区域の中央に位置していないところもある。

子どもたちのためにこの現状を改善し、通学区域の地理的要素にも留意し、学校は可能な限り通学区域の中央に位置し、児童・生徒たちがみな、等しく通える場所であることが望ましい。

① 子どもたちの通学のしやすさ

通学区域の実情を見ると、地理的な要素も含めて子どもたちが住んでいる地域に偏りやばらつきがあることや、道路交通の状況にも違いがあることから、通学区域の中央に学校が位置することが子どもたちにとって必ずしも通学しやすい環境となる訳ではありません。

本章 3 (1) で「通学時間の重視」として示しているとおり、これから学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めることによって、通学距離が遠くなる子どもたちに対して、徒歩での通学距離は遠くなくても一定の時間内に通学できる環境を整備する必要があります。

その環境を実現するためには、通学区域の中央に位置するよりも、多様な通学手段によって子どもたちが通学するうえで通学しやすい位置に学校を配置する必要があります。

② ゆとりのある学校施設環境の整備

子どもたちの通学のしやすさと同様に重要なのが、校庭や体育館の面積や教室数といった学校施設環境にゆとりを持たせることです。

本審議会においても、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境を整備する視点から審議を進めてきましたが、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえでは、通学しやすさだけでなく、将来を見通して、その地域に必要な学級数に見合ったゆとりのある学校施設環境を整備することができる位置を選ぶ必要があります。

③ 学校施設の老朽化の状況

第 1 章にもあるとおり、町田市立学校の学校施設の老朽化は深刻な状況です。

この状況を踏まえて学校の位置を決める際に、新設した学校や改築した学校を廃校にすることは難しいことから、子どもたちの通学のしやすさとゆとりのある学校施設環境の整備と同様に、学校施設の老朽化の状況も踏まえながら学校の位置を選ぶ必要があります。

おわりに

2019 年（令和元年）8 月 27 日に審議会が設置されてから 2020 年（令和 2 年）1 月 14 日に至るまで、月 1 回以上のペースで審議会を開催し、精力的に審議を重ねてまいりました。

1998 年答申が出された当時と比べて、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化はもとより、教員の多忙化や子どもたちが社会から期待される資質・能力も変化し、町田市立学校を取り巻く環境が大きく変化しています。

この答申は、これらの環境変化を踏まえて、町田市立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、現在だけではなく、10 年後、20 年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるために何が必要なのかを常に考え、審議を行ってきた結果を取りまとめたものです。

審議の結果、適正規模となる 1 学年あたりの望ましい学級数は、小学校が「3～4 学級（1 校あたり 18～24 学級）」、中学校が「4～6 学級（1 学年あたり 12～18 学級）」とし、通学時間及び通学距離の許容範囲は、小・中学校ともに「おおむね 30 分程度（徒歩でおおむね 2km 程度）」としました。

審議の過程においては、1998 年答申や文部科学省が示している「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」の基準等に囚われることなく、教育委員会が実施したアンケート調査や審議会が実施したアンケート調査の補充調査をもとに、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるために必要なことを審議することができました。

また、今回の審議で特徴的だったのが、児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化を契機とした学校統廃合の議論について、学校統廃合を目的とするのではなく、町田の未来の子どもたちにとってより良い教育環境をつくるために新たに教育環境をデザインし直す、学校と地域の連携体制を強化する絶好の機会と考え、前向きな議論が交わされたことでした。

特に新たな教育環境のデザインについては、様々な教育活動や児童・生徒数の増減に対応することができる教室数の確保や体育館や校庭の広さの確保といったハード面だけではなく、教員の負担軽減のための支援人材の配置といったソフト面も含めたゆとりある教育環境づくりにまで議論が及びました。

1998 年答申においても第 4 章で「新たな学校づくりに向けて」と題して、これからの学校のあり方について議論が交わされていますが、今回の審議会でも町田市の「新たな学校づくり」をどのように進めるのか、という視点で議論を交わすことができたのではないかと考えています。新たな学校施設環境のあり方を審議する際にも、常に未来の町田に生まれ育つ子どもたちの立場に立って審議を重ねてまいりたいと考えています。

また、少子化が加速度的に進むことが見込まれる状況において、適正規模・適正配置の実現が町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるうえでさらに重要になることから、学校統廃合を含めた通学区域の見直しの議論は、これまでと同様に保護者や地域、学校の声を確認しながら丁寧な議論を重ねてまいります。

最後に、審議会の設置に先立って教育委員会が実施したアンケート調査に、熱意のある数多くのご意見をいただいたことが、私たちの審議の後押しになりました。委員一同から保護者の皆様、市民の皆様、教員の皆様には改めてお礼を申し上げたいと思います。

参考資料

- (1) 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 委員及び事務局名簿
- (2) 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 答申までの審議経過
- (3) 町田市立学校の適正規模・適正配置について（諮問） ※諮問文
- (4) 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例
- (5) 町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果 ※要旨
- (6) 町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査（補充調査）結果
※要旨

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 委員名簿

選出区分	役職等	氏名（敬称略）
学識経験を有する者	国土舘大学 学長（政経学部教授）	◎佐藤 圭一
	帝京大学教育学部 准教授	丹間 康仁
市立学校の児童又は生徒の保護者	町田市立小山小学校 PTA （2018 年度 町田市公立小学校 PTA 連絡協議会 会長）	遠藤 誠徳
	町田市立つくし野中学校 PTA 会長 （2019 年度 町田市立中学校 PTA 連合会 書記）	小崎 公平
市内の町内会又は自治会の代表	町田市町内会・自治会連合会 会長	○安達 廣美
	町田市町内会・自治会連合会 会長代行	中 一登
市立学校の教職員の代表	町田市立小川小学校 校長	中田 和夫
	町田市立木曽中学校 校長	大石 眞二

（◎会長 ○副会長）※役職等は 2019 年 8 月 27 日時点のものです。

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 事務局名簿

役職等	氏名
学校教育部長	北澤 英明
学校教育部指導室長兼指導課長	金木 圭一
学校教育部教育総務課長	田中 隆志
学校教育部教育総務課担当課長	是安 智彦
学校教育部施設課長	浅沼 猛夫
学校教育部学務課長	峰岸 学
学校教育部保健給食課長	有田 宏治
学校教育部教育センター所長	林 啓
学校教育部教育総務課総務係担当係長	鈴木 崇之
学校教育部教育総務課総務係主任	中野 亮介

※役職等は 2019 年 8 月 27 日時点のものです。

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 答申までの審議経過

日程		議題等
2019年6月19日 ～7月9日		町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査 実施 ※教育委員会が実施
第1回	8月27日	(1) 開会にあたって ① 市長挨拶 ② 委員委嘱・会長及び副会長選任 ③ 教育委員会からの諮問・教育長挨拶 (2) 適正規模・適正配置の調査審議に必要な現状と課題の共有
9月20日～10月1日		町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査(補充調査)実施
第2回	10月4日	(1) 第1回審議会の議事整理 (2) 適正規模の基本的な考え方 調査審議 ① 小規模校のメリット・デメリット ② 適正規模(1学年あたりの望ましい学級数)
第3回	10月28日	(1) 第2回審議会の議事整理 (2) 適正規模の基本的な考え方 調査審議 ① 補充調査の結果報告 ② 大規模校のデメリット及び対策 ③ 適正規模の範囲(上限) ④ 適正規模の範囲を下回る又は上回る場合の対応
第4回	11月18日	(1) 第3回審議会の議事整理 (2) 適正配置の基本的な考え方 調査審議 ① 通学時間・通学距離 ② 通学の負担軽減 ③ 通学の安全対策
第5回	12月20日	(1) 第4回審議会の議事整理 (2) 適正配置の基本的な考え方 調査審議 ① 地域社会との関係 ② 小・中学校校区の整合 ③ 通学区域内における学校の位置
第6回	2020年 1月14日	(1) 「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」 答申案の検討 (2) 2020年度 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会に向けて
答申	1月24日	教育委員会(教育長)へ答申



19町教学教第954号
2019年 8月27日

町田市立学校適正規模・
適正配置等審議会 会長 様

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

町田市立学校の適正規模・適正配置について（諮問）

町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

(諮問理由)

2018年度に教育委員会で行った児童・生徒数推計では、2019年度から2040年度までの期間に町田市立小学校の児童が約30%減少、町田市立中学校の生徒が約33%減少することが見込まれています。

また、学校施設の老朽化も進んでおり、町田市立小・中学校（以下「町田市立学校」）62校のうち、2044年度までに55校の校舎が耐用年数の築60年を迎えます。

児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化を契機として、本市の教育目標である「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」の実現を基本的視点に据え、町田市立学校により良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、諮問するものです。

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例

(設置)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき町田市が設置する学校（以下「市立学校」という。）の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 市立学校の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) 市立学校の通学区域に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 市立学校の児童又は生徒の保護者 2人以内
- (3) 市内の町内会又は自治会の代表 2人以内
- (4) 市立学校の教職員の代表 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条の規定による答申をしたときまでとする。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員の任期は、前項の特別又は専門の事項に係る調査審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年8月1日から施行する。

町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果 ※要旨

1 アンケート調査の対象者と回答状況

調査名	町田市立小・中学校の 教育環境に関するアンケート（保護者・教員）		町田市立小・中学校の 地域における役割に関する アンケート（市民）
調査 実施期間	2019年6月19日～7月5日		2019年6月19日～ 7月9日
調査対象	児童・生徒の保護者	教員	20歳以上の市民
	小学校 6年生、中学校 3年生 ※各校1学級 ＋特別支援在籍児童・生徒	校長、副校長、学年主任 (小学6年、中学3年)、 特別支援担当教員	無作為抽出
調査 対象者数	2,166人 うち小学校 1,453人 うち中学校 713人	217人 うち小学校 147人 うち中学校 70人	3,000人
回答者数 (回答率)	1,700人(78.5%) うち小学校 1,111人(76.5%) うち中学校 589人(82.6%)	181人(83.4%) うち小学校 119人(81.0%) うち中学校 62人(88.6%)	1,159人(38.6%)

2 アンケート調査結果の概要

設問内容	回答者		1 位		2 位		3 位	
1 学年あたりの望ましい学級数	小学校	保護者	3学級	(65.0%)	2学級	(17.4%)	4学級	(12.9%)
		教員		(78.2%)		(16.8%)		(2.5%)
	中学校	保護者	4学級	(30.7%)	5学級	(27.7%)	3学級	(23.9%)
		教員		(66.1%)		(17.7%)		(14.5%)
許容できる片道の通学時間	小学校	保護者	30分程度	(48.9%)	15分程度	(47.3%)	45分程度	(1.4%)
		教員		(48.7%)		(47.9%)		(3.4%)
	中学校	保護者		(68.3%)		(20.3%)		(6.0%)
		教員		(83.9%)		(9.7%)		(6.5%)
学校施設の建て替え（改築）の考え方	保護者		地域ごとに建て替える学校を決めて、重点的に投資して建て替える	(55.3%)	建て替えは行わず、市民の負担が増えない範囲で、改修できる箇所だけ改修する（20.8%）	市民の負担が増えても、すべての学校を建て替える（13.6%）		
	教員			(60.2%)	市民の負担が増えても、すべての学校を建て替える(23.2%)	建て替えは行わず、市民の負担が増えない範囲で、改修できる箇所だけ改修する（11.0%）		
	市民			(61.7%)	建て替えは行わず、市民の負担が増えない範囲で、改修できる箇所だけ改修する(18.6%)	市民の負担が増えても、すべての学校を建て替える（8.6%）		
学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえで、必要な配慮（自由記述）	保護者		下記に示しているページは、「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査報告書」における各回答者の回答内容を掲載しているページとなります。 保護者回答：P111～P164（総件数808件） 回答者数の47.5% 教員回答：P165～P171（総件数144件） 回答者数の79.6% 市民回答：P172～P215（総件数668件） 回答者数の57.6%					
	教員							
	市民							

※調査結果の詳細及び自由記述の内容については、「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査報告書」に掲載しています。

町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査（補充調査）結果 ※要旨

1 アンケート調査の対象者と回答状況

調査名	町田市立小・中学校の教育環境に関するアンケート調査（補充調査）
調査実施期間	2019年9月20日～10月1日
調査対象	校長、副校長
調査対象者数	124人 ※うち小学校84人、うち中学校40人
回答者数(回答率)	114人(91.9%) ※うち小学校78人(92.8%)、うち中学校36人(90.0%)

2 アンケート調査結果の概要

(1) 小学校

① 最も影響の大きいと思った課題	② ①の課題の影響が出る学級数	③ ②の学級数を 選択した主な理由	④ ①の課題に対する 主な解決策
1位 特別教室や校庭、体育館、プール等を利用した教育活動の展開に支障が生じやすい	4学級超～5学級	54.5% ・「特別教室や校庭などを使用する授業の時間割の調整が難しくなる」 ・「4学級を超える規模を想定して校舎や校庭、体育館が作られていない」	・「施設利用の可否が分かる表を作成し、共有する」 ・「特別教室の数を学級規模に応じて増やす。広い体育館やプールを設置する」 ・「合同体育 合同学年集会等を取り入れる」
2位 教員の目が届きにくく、きめ細かな指導をしにくい		45.5% ・「学年の児童の把握がしづらかった」 ・「授業観察をしていると、これが限界と感じる」	・「スクールサポートスタッフなどの支援員の配置・拡充」 ・「学年会等で、児童の情報交換を細かく行う」 ・「副担任の配置」
3位 子どもや教員の人数が多く、管理職がマネジメントを行いにくい		66.7% ・「若い教員が多い中、学校課題や学級の状況が把握しづらい」 ・「教職員に目が届かなくなり指示が徹底しなくなる」	・「管理職の増員」 ・「主幹教諭、主任教諭の育成と活用」 ・「副校長補佐などの支援員の配置」

(2) 中学校

① 最も影響の大きいと思った課題	② ①の課題の影響が出る学級数	③ ②の学級数を 選択した主な理由	④ ①の課題に対する 主な解決策
1位 特別教室や校庭、体育館、プール等を利用した教育活動の展開に支障が生じやすい	6学級超～7学級	41.7% ・「1学年6学級までなら施設として対応ができた」 ・「時間割編制などにおいて影響が出ていた」	・「学級数に応じた特別教室数、校庭や体育館、プールの広さの確保」 ・「施設の割り振りを学年ごとに時間をずらすなどの対応をしていく」
2位 子どもや教員の人数が多く、管理職がマネジメントを行いにくい		66.7% ・「教員数が40名前後、生徒数が800名前後となり管理・マネジメントが困難になる」 ・「教科担当が一学年全てをみることができなくなる」	・「管理職の増員」 ・「管理職同士・教員同士の連携を密にする」 ・「主幹教諭を活用する」
3位 教員の目が届きにくく、きめ細かな指導をしにくい		75.0% ・「必要学年教員数との兼ね合いによる」 ・「過去の経験から」	・「教員の配置数の変更。複数の支援員の配置」 ・「担任・副担任の数も多いので、多くの情報を集約するため学年会をこまめに開く」

※調査結果の詳細及び自由記述の内容については、「町田市立小・中学校の教育環境に関するアンケート調査（補充調査）」報告書に掲載しています。

町田市立学校の適正規模・適正配置の
基本的な考え方について（答申）

2020 年（令和 2 年）1 月 24 日発行

【編集】 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会

【発行】 町田市教育委員会学校教育部教育総務課

〒194-8520

町田市森野 2-2-22

電話 042-722-3111（代表）

【刊行物番号】 19-66

〔庁内印刷〕